

## 「自殺防止対策基本法案（仮称）」大綱（案）

一、自殺防止対策に関する基本理念を明らかにすること。

1　自殺は、個人の問題のみに帰せられるべきものではなく、個人を取り巻く社会にかかわる課題であること。

2　自殺の原因や背景の多様性・複合性を踏まえた対策が必要であること。

3　自殺防止対策は、プリベンション、インターベンション、ポストベンションの各段階において講ぜられるべきこと。

4　国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間団体等の間の連携が図られるべきこと。

二、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにすること。

三、政府は、基本的かつ総合的な自殺防止対策の指針を定めるとともに、毎年、国会に、自殺防止対策の実施状況について報告書を提出するものとすること。

四、国及び地方公共団体は、次の事項について必要な施策を講じるものとすること。

- 1　自殺の防止に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要な体制の整備
- 2　教育活動、広報活動を通じた自殺の防止に関する知識の普及、啓発
- 3　自殺の防止に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- 4　職域、学校、地域等における国民のメンタルヘルスの保持に係る体制の整備
- 5　自殺の防止に関する医療提供体制の整備
- 6　自殺念慮者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための体制の整備
- 7　自殺者の遺族や自殺未遂者に対する心のケア
- 8　民間団体が行う自殺の防止に関する活動に対する支援

五、自殺防止対策を推進するための関係閣僚会議を設置すること。

以上